

社援発 0329 第 19 号
老発 0329 第 22 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老 健 局 長

(公印省略)

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日付社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

<p>新</p> <p>社援発第 0830007 号 老発第 0830006 号 平成 14 年 8 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚 生 省 社 会 ・ 援 譲 局 長</p>	<p>共同生活援助事業等の経営を目的として 社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）</p> <p>認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に関するものに限る。）（以下「共同生活援助事業等」という。）は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。</p> <p>一方、共同生活援助事業等を経営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を含めた社会福祉施設を経営しては、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならないこととしてきたところです。</p> <p>法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のように定めます。</p>
<p>旧</p> <p>社援発第 0830007 号 老発第 0830006 号 平成 14 年 8 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚 生 省 社 会 ・ 援 譲 局 長</p>	<p>共同生活援助事業等の経営を目的として 社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）</p> <p>認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に関するものに限る。）（以下「共同生活援助事業等」という。）は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。</p> <p>一方、共同生活援助事業等を経営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を含めた社会福祉施設を経営しては、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならないこととしてきたところです。</p> <p>法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のように定めます。</p>

共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にからんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配意お願い申し上げます。
なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであります。

記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産
共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、
次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、
預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすること
で足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合は当該共同生活支援事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推奨をした場合には、3年以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉社法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉社の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉事業者（保健所等訪問支援事業者）を除く。）の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
2 共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行なうことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行なうものとすること。
① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を經營する事業

③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行授護、行動授護及び重度障害者等包括支援に限る。）
④ 移動支援事業
⑤ 地域活動支援センター
なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと

共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にからんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配意お願い申し上げます。
なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであります。

記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産
共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、
次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、
預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすること
で足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合は当該共同生活支援事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推奨をした場合には、3年以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉社法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉社の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉事業者（保健所等訪問支援事業者）を除く。）の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
2 共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行なうことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行なうものとすること。
① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を經營する事業
③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行授護、行動授護及び重度障害者等包括支援に限る。）
④ 移動支援事業
⑤ 地域活動支援センター
なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと

旧	して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。	3 定款変更の認可申請	して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。
新	して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。	3 定款変更の認可申請	して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。
3 定款変更の認可申請	2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行おうとする場合には、当該法人は、所轄庁に対する事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対する事項を満たさなくなり定款変更の認可申請を行うものとすること。	3 定款変更の認可申請	2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行おうとする場合には、当該法人は、所轄庁に対する事項を満たさなくなり定款変更の認可申請を行うものとすること。
その他	社会福祉施設を経営しない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等厚生省社会・援護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合にあっては、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が認められるものとして所轄庁が認める」とすることができる」とされており、この取扱いに基づく共同生活援助事業等の経営を目的とする法人の設立については、特に変更が生じるものではないこと。	4 その他	社会福祉施設を経営しない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等厚生省社会・援護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合にあっては、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が認められるものとして所轄庁が認める」とすることができる」とされており、この取扱いに基づく共同生活援助事業等の経営を目的とする法人の設立については、特に変更が生じるものではないこと。

社援発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）」の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 24 年 3 月 30 日付社会・援護局長通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に對して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿
各 指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合
の資産要件等について（通知）**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿
各 指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

**障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。

一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

翌添

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の
4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産についても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等から賃与を受けている者も差し支えないとともに、社会福祉法人認可において、過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後ににおいて、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行いう所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行なうことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行なうことができるものとすること。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行なうことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行なうものであることを併せて読むことによりこれを行なうものであることを

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の
4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産についても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等から賃与を受けている者も差し支えないとともに、社会福祉法人認可において、過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後ににおいて、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行なう所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行なうことができる事業の範囲

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行なうことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行なうことができるものとすること。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行なうことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行なうものであることを

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の
4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産についても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等から賃与を受けている者も差し支えないとともに、社会福祉法人認可において、過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後ににおいて、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行なう所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行なうことができる事業の範囲

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行なうことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行なうことができるものとすること。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行なうことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行なうものであることを

新	日
ど。	(2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるとときは、これを行うことができるものとする。
3 定款変更の認可申請	(2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるとときは、これを行うことができるものとする。
4 施行期日	二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとするとする場合、2の①～②に掲げる事業以外の事業を経営しようとするとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくななるような場合は、当該法人は、所管庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行ふものとすること。
4 施行期日	この通知は平成24年4月1日から施行するものとすること。

社援発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が
福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

福祉ホームの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和について、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が
福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日付厚生省
大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知) により定められており
ますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用す
ることといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当
たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市
(特別区を含む。) に対して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条
の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添
えます。

新	障 第 669 号 社 標 第 2028 号 平成 12 年 9 月 8 日	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市 市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 譲 局 長	障 第 669 号 社 標 第 2028 号 平成 12 年 9 月 8 日
				<p>国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）</p> <p>従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めてきたところです。</p> <p>福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためにには、福祉ホームの設置に必要な土地及び建物のいすれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から賃与若しくは使用許可を受けていることを認めてきたところです。</p> <p>その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、このような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。</p> <p>このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記のとおり要件緩和を行うこととしたので、貴職において適切な御配意をお願いします。</p> <p>なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 譲 局 長</p>

新	記	旧
<p>1 要件緩和の内容</p> <p>福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けていたが、これを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>この通知は平成12年9月8日から施行すること。</p>	<p>1 要件緩和の内容</p> <p>福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けていたが、これを、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>この通知は平成12年9月8日から施行すること。</p>	<p>1 要件緩和の内容</p> <p>福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けていたが、これを、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域にも拡大すること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>この通知は平成12年9月8日から施行すること。</p>

雇児発 0329 第 14 号
社援発 0329 第 18 号
老発 0329 第 21 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老人健局長

(公印省略)

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市(特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新	障 第 671 号 社援第 2030 号 老発第 629 号 児発第 733 号 平成12年9月8日	障 第 671 号 社援第 2030 号 老発第 629 号 児発第 733 号 平成12年9月8日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長
居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について(通知)	居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について(通知)	居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について(通知)
社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していかなければならないことをしていたところです。	社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していかなければならないことをしていたところです。	他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。
このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができることとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし	このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるこことととなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし	他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。
なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業、父子家庭居宅介護、重度訪問介護、同行探護又は行動探護に限る。）をいう。以下同じ。）の経営目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として足りるものとすること。
- ① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することに相当するものとするとともに、地以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- ② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行なうこととするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行なうことができるものとすること。
- ① 障害児相談支援事業又は特定相談支援事業
② 障害児通所支援事業（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービス事業
③ 重度障害者等包括支援
④ 移動支援事業
⑤ 地域活動支援センターを経営する事業
- なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。
なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護、重度訪問介護、同行探護又は行動探護に限る。）をいう。以下同じ。）の経営目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として足りるものとすること。
- ① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することに相当するものとするとともに、地以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- ② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行なうこととするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行なうことができるものとすること。
- ① 障害児相談支援事業又は特定相談支援事業
② 障害児通所支援事業（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービス事業
③ 重度障害者等包括支援
④ 移動支援事業
⑤ 地域活動支援センターを経営する事業
- なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の

		新
3 定款変更の認可申請	推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。	推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行なうことができるものとすること。
4 施行期日	この通知は平成12年9月8日から施行するものとすること。	この通知は平成12年9月8日から施行するものとすること。
3 定款変更の認可申請	2以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとすること。	2以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとすること。
4 施行期日		

雇児発 0329 第 13 号
社援発 0329 第 17 号
老発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老人健局長

(公印省略)

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

社会福祉法人が通所施設を設置する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新	障 第 670 号 社 権 第 2029 号 老 発 第 628 号 児 発 第 732 号 平成 12 年 9 月 8 日	障 第 670 号 社 権 第 2029 号 老 発 第 628 号 児 発 第 732 号 平成 12 年 9 月 8 日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長
		國又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）
		<p>從来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者が所有権を有していることを条件にしてきたところです。</p> <p>法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から賃与若しくは使用許可を受けていることが原則であつて望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・彈力性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、從来の取扱いを改めることとし、既設法人が國又は地方公共団体以外の者から不動産の賃与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。</p>

なお、当該通知に基づく技術的助言として発出するものです。
4 第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人（第一種社福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援による。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から賃与を受けていても差し支えないこと。

- ① 児童発達支援センター
- ② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）
- ③ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動センター

(2) 賃与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人（第一種社福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援による。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から賃与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業（児童発達支援又は医療型児童発達支援に限る。）
- ② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）
- ③ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動センター

(2) 賃与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

新	この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとすること。
旧	この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行すること。